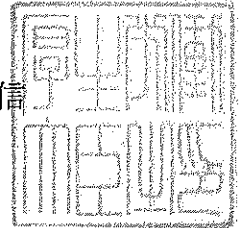


厚生労働省発生食 0513 第 1 号
令和 2 年 5 月 13 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

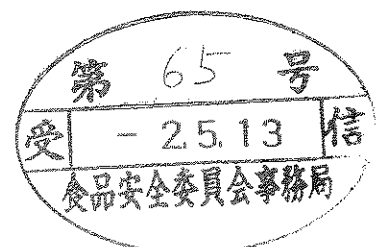


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、下記事項に関する同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

ドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について、輸入条件を設定すること。具体的に意見を求める内容は別紙のとおり。



1 諮問の背景及び趣旨

- (1) 現在、ドイツ及びフィンランドの牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓（以下「牛肉等」という。）については、BSE（牛海綿状脳症）対策として輸入禁止措置が講じられている。
- (2) 今般、世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえ、BSE対策に関する管理措置の見直しを行ってきている中、ドイツ及びフィンランドから、それぞれの国の牛肉等について、見直しに必要な資料の提出等がなされた。
- (3) 飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえた管理措置の見直しを検討するためには、これらの安全性に関する評価が必要であることから、諮問を行うもの。
- (4) 諮問に際して、飼料規制及びサーベイランス、SRM（特定危険部位）の除去、と畜場でのBSE検査等我が国と同様のBSE対策を実施してきた欧州連合が、近年リスク評価結果に基づく対策の見直しを行っており、こうした欧州連合におけるリスク評価の結果や管理措置の見直しの内容も考慮している点を承知いただきたい。
- (5) OIE（国際獣疫事務局）基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、当該措置の科学的な正当性を明確化する必要がある。
- (6) なお、今回の諮問においては、世界的なBSEリスクの減少、これまで段階的に見直してきたリスク管理措置の状況及び先般のフランス等からの牛肉等に係る月齢のさらなる引き上げに関するリスク評価を踏まえ、月齢制限を「30か月齢以下」とした場合に加え、「月齢条件なし」とした場合のリスク評価を併せて要請する。

2 具体的な諮問内容

(1) 牛の肉及び内臓について

①月齢制限について、以下の場合のリスクを評価

- ・現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合
- ・「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合

②SRMの範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）並びに脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

（注）脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

(2) めん羊及び山羊の肉及び内臓について

現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクを比較。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。